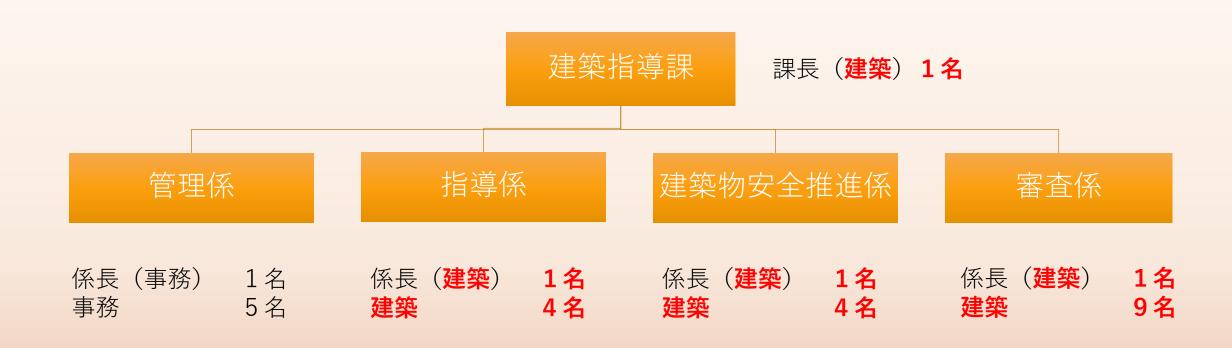
建築指導課のお仕事

(建築職)



組織体制 ※R6.4.1時点



主な業務① 建築確認審査

概要

建築基準法に基づき、新築などを行う建物の図面の審査や完成後の検査を行う。



やること

- 新たに建物を建てる際などに、その計画が建築基準法に適合しているかどうかを審査する。
- ・工事が完了した建物について、図面通りに出来上がっているかの検査を行う。
- 上記のほか、建築相談などの相談窓口対応を行う。

担当者談

様々な建築計画に対して、建築基準法に適合しているかどうかを審査・判断していくことが主な 業務ですが、判断に迷うこともあります。そのような場合は周りの先輩や同僚に相談したりしなが らして解決しています。最初は法律用語などに戸惑うこともありますが、仕事を通して建築基準法 の知識を深められ、秩序あるまちづくりに貢献できる職場です。



主な業務② 建築許可

概要

建築基準法の規制を解除するため、許可を行う。

やること

- 許可申請書をもとに、周辺環境への影響などを審査する。
- 他法令の制限について、関係機関と協議を行う。
- 学識経験者などで構成する建築審査会を開催し、同意を得る。



MJR鹿児島駅パークフロント (総合設計制度による容積率の緩和)

担当者談

許可は、高層マンション総合設計制度やイベント時の仮設建築物など、大型案件や注目度の高い 案件に携わる機会が多いため、貴重な経験を積むことができます。

許可した建築物を実際に自分の目で見ることで、やりがいを感じることができ、モチベーションアップにもつながります。



主な業務③ 空き家等対策

概要

市民の安全及び良好な生活環境の確保を図るため、助言等を実施する。

やること

- 管理不全な空き家等に適切な管理を求める助言、指導等を実施する。
- 空き家の活用、解体等に関する相談に対応する。
- 危険空き家の解体工事費の一部補助を実施する。
- 空き家の所有者等に専門家(建築士や宅地建物取引士)を派遣する。



担当者談

資金不足、相続放棄、価値観の多様化・・・空き家の相談は多くの問題が潜在しているので、 容易に解決することが少なく、対応には様々な知識や忍耐強さが求められます。

人口減少等に伴い、空き家を取り巻く環境は今後益々厳しくなりますが、リノベーションによる改善や危険空き家の解体等がなされた際は、業務の成果として実感できます。

すぐに成果は現れないかもしれませんが、この業務は、わがまちを守り、将来的に子供たちによりよいまちを引き継ぐことにつながる仕事だと思います。

職員からひとこと!



建築指導課は職員同士の仲が良く、お互いに協力 しあいながら仕事を進めています。また、窓口や電 話での建築に関する相談を通して、日々自分の成長 を感じることができます。

